

## 「産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)」をご活用ください

令和6年能登半島地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成します。

※要件は、リーフレットに記載しているもの他にもございます。

詳細は、「産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)ガイドブック」をご確認ください。



### 助成対象となる「出向」とは？

令和6年能登半島地震の影響を受けた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向が対象です。出向した労働者は、出向期間終了後には元の事業所に戻って働くことが前提です。

### 助成内容

- 出向元事業主と出向先事業主の双方が対象です。
  - ※ 出向元事業主については、石川県七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町に所在する事業所の事業主に限り対象になります。
  - 出向先事業主については、全国の事業主が対象です。
- 令和6年12月17日から令和7年12月31日までの出向期間中に支払う賃金の一部を助成  
(出向計画届に基づく出向であり、出向期間は、1か月以上1年以内のものに限ります。)

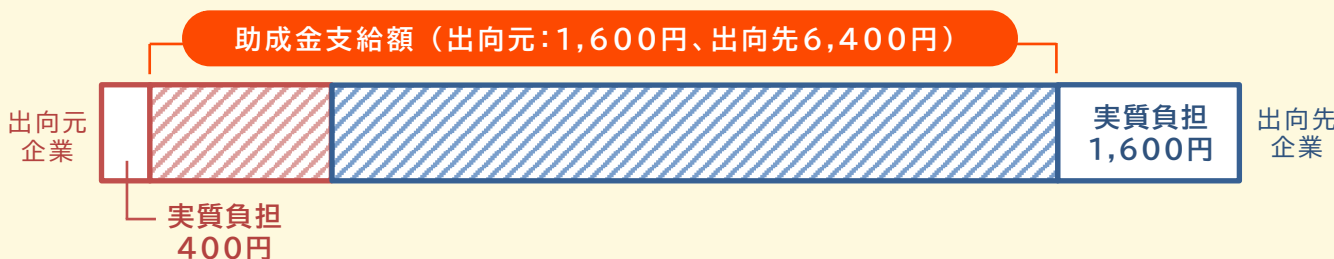
	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
上限額(出向元・出向先の合計)	8,635円※	

※ 雇用保険の基本手当日額の最高額(令和6年8月1日時点)。毎年8月に改正されるためご注意ください。

#### < 助成金を活用した場合のイメージ例 (中小企業の場合) >

出向中の賃金10,000円/日を出向元2割、出向先8割で負担した場合

※ 出向中は、出向前と概ね同額の賃金を支払う必要があります。



## 受給までの流れ

### ステップ1 出向先との契約、労働組合との協定、出向予定者との同意

- 出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、賃金の負担割合などを取り決めてください。
- 出向期間中の賃金等の労働条件や出向後の処遇、出向労働者の人数などを取り決めてください。
- 助成金の要件を満たす契約・協定になっているか、この段階でご確認ください。

### ステップ2 出向計画届の提出、要件の確認

- 出向元事業主と出向先事業主の双方が出向計画届を作成し、出向開始日の前日までに(※)労働局またはハローワークへ提出してください。  
なお、手続きは出向元事業主がまとめて行います。  
(※)提出日が令和7年3月31日までの出向計画届については、事後に提出した場合でも、事前に提出したものとみなします。

### ステップ3 出向の実施

- 出向期間は1か月～1年のものに限りします。

### ステップ4 支給申請・助成金の受給

- 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間(月単位)ごとに、出向元事業主と出向先事業主の双方が支給申請書を作成し、各期間の2か月後までに労働局またはハローワークへ提出してください。  
なお、手続きは出向元事業主がまとめて行います。

助成金の内容や申請手続きについては、  
最寄りの都道府県労働局・ハローワークまでお問い合わせください。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

LL061217政01